

(証券コード 3290)
(発信日) 2026年2月10日

投資主各位

東京都千代田区大手町一丁目5番5号
Oneリート投資法人
執行役員 加藤 英俊

第8回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は本投資法人に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第8回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することも可能でございます。その場合には、投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年2月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、現行規約第14条第1項、第2項及び第3項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。なお、本投資主総会に提出される議案はいずれも現行規約第14条第2項に規定する議案に該当いたしません。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席にならず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案がある時は、当該議案のいずれをも除きます。）について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人現行規約抜粋）

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

2. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第104条第1項（執行役員、監督役員及び会計監査人の解任）、第140条（規約の変更）（但し、のみなし賛成に関する規定の制定又は改廃に限る。）、第143条第3号（解散）、第205条第2項（資産運用会社による資産の運用に係る委託契約の解約についての承認）又は第206条第1項（投資法人による資産の運用に係る委託契約の解約）に係る議案の決議には適用しない。
3. 第1項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人のウェブサイトの「第8回 投資主総会（2026年2月27日（金）開催）」の欄に「第8回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。また、本投資主総会の招集に際しては、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

本投資法人のウェブサイト

<https://one-reit.com/ja/ir/meeting.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、本投資法人の資産運用会社（みずほリートマネジメント株式会社）のウェブサイトに「Oneリート投資法人 第8回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の資産運用会社のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

本投資法人の資産運用会社（みずほリートマネジメント株式会社）のウェブサイト

<https://www.mizuho-reit.co.jp/post-928/>

さらに電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイト（東証ウェブサイト）にも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスし、銘柄名（投資法人名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬 具

記

1. 日 時：2026年2月27日（金曜日）午後1時00分
（受付開始時刻：午後0時30分）
2. 場 所：東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワー
N館11階
トラストシティ カンファレンス・丸の内
（末尾の投資主総会会場のご案内図をご参照ください。）
3. 投資主総会の目的である事項：
決 議 事 項
第1号議案：執行役員1名選任の件
第2号議案：補欠執行役員2名選任の件

以 上

（お願い）

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本投資主総会終了後には本投資法人の資産運用会社による運用状況報告会等の開催は予定しておりません。なお、本投資法人の最近の運用状況につきましては、本投資法人ウェブサイト（<https://one-reit.com/>）にて、決算説明動画や決算説明資料等の情報をご覧いただくことができます。
- ◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項を修正する場合の周知方法
電子提供措置事項について記載すべき事項を修正する必要がある場合は、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を前記の本投資法人のウェブサイト、本投資法人の資産運用会社のウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎今後の状況により本投資主総会の運営に変更が生じる可能性がございます。変更がある場合には本投資法人のウェブサイト（<https://one-reit.com/>）に掲載いたしますので、あわせてご確認いただきますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：執行役員1名選任の件

執行役員加藤英俊より、本投資主総会の終結の時をもって辞任したい旨の申し出がありました（なお、第7回投資主総会において補欠執行役員として選任された佐野友祐からも、本投資主総会の終結の時をもって辞任したい旨の申し出を受けております）。このため、執行役員加藤英俊の後任として、本投資主総会日付で執行役員1名の選任をお願いしたいと存じます。本議案において選任される執行役員の任期は、本投資法人規約第17条第2項の定めに従い、前任者の任期の残存期間と同一（2027年5月31日まで）となります。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2026年1月22日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
く め かつ や 久 米 克 也 (1980年2月26日)	2004年4月 物産不動産株式会社（現：三井物産都市開発株式会社） 入社
	2012年12月 常和ホールディングス（現：ユニゾホールディングス株式会社） 入社
	2013年12月 ジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社 入社
	2019年4月 みずほリアルティOne株式会社 入社
	みずほ不動産投資顧問株式会社 出向
	2020年7月 みずほ不動産投資顧問株式会社 アセットマネジメント部 第一チーム次長 就任
	2022年10月 みずほ不動産投資顧問株式会社 アセットマネジメント部 第二チーム次長 就任
	2025年10月 みずほリートマネジメント株式会社 出向 投資運用第一部 副部長 就任
	2025年12月 みずほリートマネジメント株式会社 投資運用第一部長 （現任）

- 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
- 上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるみずほリートマネジメント株式会社の投資運用第一部長です。このほかには、上記執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第2号議案：補欠執行役員2名選任の件

前記のとおり、補欠執行役員佐野友祐より、本投資主総会の終結の時をもって辞任したい旨の申し出がありましたので、執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、本投資主総会日付で補欠執行役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第17条第3項の定めに従い第1号議案で選任される執行役員の任期が満了する時までとします。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任の取り消しを行う場合があります。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2026年1月22日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。本議案をご承認いただいた場合の執行役員への就任の優先順位は、中山利明を第一順位、門倉基を第二順位とします。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
1	なか やま とし あき 中山 利 明 (1974年6月22日)	1998年4月 株式会社富士銀行（現：株式会社みずほ銀行） 入社 2013年7月 株式会社みずほ銀行 不動産ファイナンス営業部 参事役 就任 2016年4月 株式会社みずほ銀行 第二営業部 上席部長代理 就任 2018年4月 株式会社みずほ銀行 不動産ファイナンス営業部 次長 就任 2025年4月 みずほ信託銀行株式会社 不動産業務部付（現任） みずほリアルティOne株式会社 出向 執行役員（現任） みずほリートマネジメント株式会社 再出向 取締役 2025年6月 みずほリートマネジメント株式会社 代表取締役（現任）
2	かど くら もと 門 倉 基 (1984年6月11日)	2009年4月 株式会社ザイマックス（現：株式会社ザイマックスグループ） 入社 株式会社ザイマックスリーシングマネジメント（現：株式会社ザイマックスインフォニスタ） 出向 2012年10月 株式会社ザイマックスアルファ（現：株式会社ザイマックス） 出向 2017年4月 株式会社ザイマックス不動産投資顧問 出向 2021年1月 みずほリアルティOne株式会社 入社 みずほリートマネジメント株式会社 出向 2025年12月 みずほリートマネジメント株式会社 投資運用第一部 副部長 就任（現任）

- ・上記各補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記各補欠執行役員候補者のうち、中山利明は、本投資法人の資産運用会社であるみずほリートマネジメント株式会社の代表取締役であり、同社の発行済株式の全てを保有するみずほリアルティOne株式会社の執行役員です。また、門倉基は、本投資法人の資産運用会社であるみずほリートマネジメント株式会社の投資運用第一部副部長です。このほかには、上記各補欠執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

- 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記各補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに本投資法人規約第14条第2項に定める議案があるときは、当該議案には、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づく本投資法人規約第14条第1項及び第3項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案がある時は、当該議案のいずれにも、本投資法人規約第14条第1項及び第3項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記の第1号議案及び第2号議案の各議案につきましては、いずれも本投資法人規約第14条第2項に定める議案には該当せず、かつ、相反する趣旨の議案には該当しておりません。

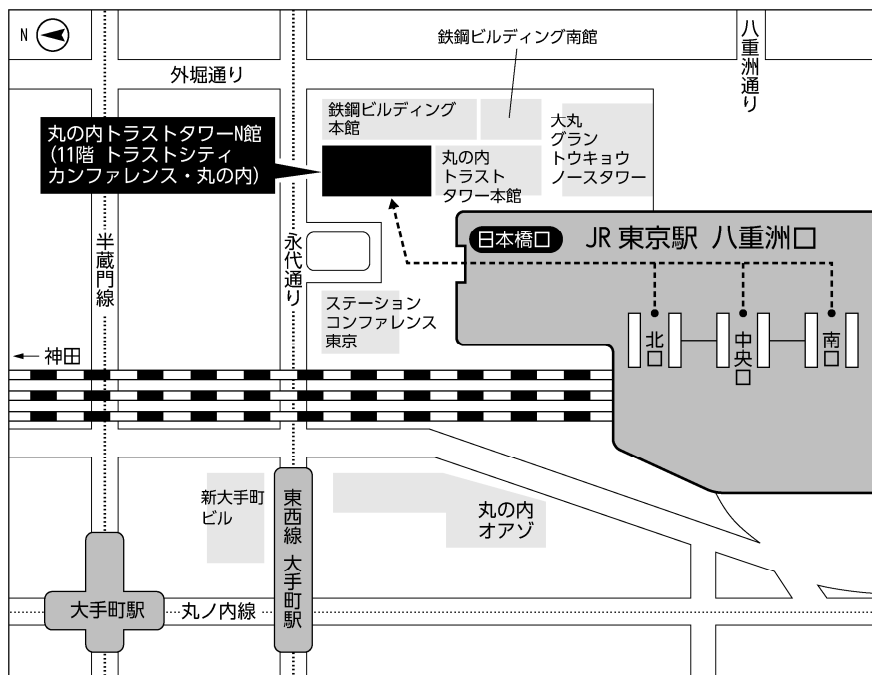
以 上

第8回投資主総会会場のご案内図

会場 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館
11階

トラストシティ カンファレンス・丸の内

電話 03-6212-5211



- 交通 JR「東京駅」 八重洲北口改札口より徒歩2分
新幹線専用改札口（日本橋口）より徒歩1分
地下鉄 東京メトロ東西線・半蔵門線・丸ノ内線・千代田線・都営三田線「大手町駅」B7出口直結

なお、駐車場の用意をしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

開催場所が前回と異なりますので、ご来場の際はご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申し上げます。